

有する項、入部田政老ノ復職ニ至、健康確保ニ加
 入セシムルコト。3. 解雇返職手續ヲ在ノ如ク制定スルコト
 解雇場合ノ勤続シテ年滿日限一十五日分ヲ猶存
 スルコト。4. 年次工二月ヲ増シ、五月分ヲ休業スルコト
 5. 臨時休業場合日現金額ヲ減スルコト。6. 用数期
 ノ生活ヲ保証スルコト。
 用数期ト共ニ二月ニ十五日次ニ一休業ヲ保証シ、若シ就
 業ノ日數ニ十五日滿テキ時ハ不足日數ノ日始金額
 ヲ減ス。6. 云々、五日限百廿五方法ハ、子収得生月
 日ノ過去一年間ノ収入ヲ就業ノ日數ニテ割ラセヨムル